

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税2) (法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動))(地方税3)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税2)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	<p>内容</p> <p>《現行制度の概要》</p> <p>①内容</p> <p>特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(以下「5G法」という。)の規定に基づく、認定導入計画に従って導入される一定の5G設備に係る投資について、特別償却又は税額控除ができる措置を講じている。</p> <p>②対象設備</p> <p>【全国5G(前倒し整備分であって高度なもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送受信装置 ・空中線(アンテナ) <p>【ローカル5G】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送受信装置 ・空中線(アンテナ) ・通信モジュール ・交換設備 ・伝送路設備(光ファイバを用いたもの) <p>③措置内容</p> <p>取得価額の 30%の特別償却又は 15%の税額控除</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を 2 年間延長し、令和 6 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形でより効果的に5G インフラを整備するための所要の見直しを行う。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第 26 条 ・租税特別措置法第 10 条の 5 の 5、第 42 条の 12 の 6、第 68 条の 15 の 6 の 2 ・租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 6、第 39 条の 47 租税特別措置法施行規則第 20 条の 10 の 2、第 22 条の 33 		

			・地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号
5	担当部局		総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 3 年 8 月 分析対象期間:令和 2 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯		令和 2 年度 創設
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>Society 5.0 の実現に向けた基幹インフラである 5G について、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された 5G システムの導入を支援することで、安全・安心な 5G インフラの構築を図る。また、国内通信キャリアが整備する 5G 基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形での導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図る。</p> <p>また、令和 4 年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル 5G について、安全性・信頼性の確保された 5G システムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号) (目的)</p> <p>第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティ)を確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。</p> <p>○成長戦略実行計画(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定)</p> <p>第 2 章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備</p> <p>2. 5G の早期全国展開、ポスト 5G の推進、いわゆる 6G(ビヨンド 5G)の推進</p> <p>安全・安心な 5G の情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を推進する。今後の産業用途への拡大に必要な多数同時接続や超低遅延の機能が強化された 5G(ポスト 5G)、さらには 6G(ビヨンド 5G)の技術開発を推進する。</p>

		<p>○成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備</p> <p>(2) 5G の早期全国展開、ポスト 5G の推進、いわゆる 6G(ビヨンド 5G)の推進</p> <p>i) 安心安全な 5G・ローカル 5G やポスト 5G の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低遅延や多数同時接続が可能となる全国 5G・ローカル 5G の整備を、サイバーセキュリティやオープン性を確保しつつ推進するため、5G 法に基づく税制支援措置等を行う。 ・5G について、我が国の O-RAN や vRAN の取組に対する 5G 法による税制支援等の成果やシステム実用化の状況も踏まえつつ、G7 各国等と連携してオープン化とベンダーの多様化によるセキュリティと強靭性の確保を進めるとともに、我が国企業の 5G に係る製品・システムの海外展開を推進する。 <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2021(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～</p> <p>2. 官民挙げたデジタル化の加速</p> <p>(2) 民間部門におけるDXの加速</p> <p>デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体におけるDXやデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必要がある。</p> <p>このため、DXの基盤である5Gの整備計画を税制支援も通じて加速し、地域カバー率を 2023 年度末に 98%まで高めるとともに、ローカル5Gの開発実証等を進める。</p> <p>○デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>・第五世代移動通信システム(5G)や光ファイバといった高度情報通信ネットワークの整備・維持・充実を図っていく必要がある。</p> <p>・5G、ローカル 5G の整備については、税制支援措置等により安全性やオープン性等を確保しつつ推進するほか、ローカル 5G 開発実証を通じた 5G のソリューションの創出に取り組みつつ、携帯電話事業者による 5G のソリューションと併せて、多くの企業等において提供・利用しやすい仕組みの検討を行い、令和4年度(2022 年度)中にその試行を開始する。</p> <p>○まち・ひと・しごと創生基本方針 2021(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>・通信事業者等による 5G 基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を行うとともに、インフラシェアリングを活用した基地局整備を促進し、その整備を加速する。その際、5G、ローカル 5G の整備については、税制支援措置等により、安全性やオープン性等を確保しつつ推進する。</p>
②	政策体系における政策目的の位置	V. 情報通信(ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進

		付け	
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>Society 5.0 の実現に向けた基幹インフラである 5G について、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された 5G システムの導入を支援することで、安全・安心な 5G インフラの構築を図る。また、国内通信キャリアが整備する 5G 基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形での導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図る。</p> <p>また、令和 4 年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル 5G について、安全性・信頼性の確保された 5G システムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形での 5G 基地局の導入は多額の費用を要するため、通信キャリアが自発的に取り組むことが難しいところ、本税制でインセンティブを与えることで、そうした状況が改善されることが見込まれる。</p> <p>○ローカル 5G については、現時点で機器の導入コストが未だ低廉化していないところ、ローカル 5G 導入による採算性を見込むことが容易ではないことから、本税制で要件を満たした幅広い事業者に対して、ローカル 5G 設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、ローカル 5G サービスの円滑導入が図られる。</p>
10	有効性等	① 適用数	令和 2 年度 66 件 令和 3~5 年度 精査中
		② 適用額	令和 2 年度 590 百万円 令和 3~5 年度 精査中
		③ 減収額	令和 2 年度 (法人税)88 百万円 (法人住民税)6.19 百万円 令和 3~5 年度 精査中
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>【全国 5G】</p> <p>各通信キャリアは全都道府県で 5G サービスを開始し、大規模な整備計画を発表するなど、5G 基地局の整備は進展中。</p> <p>【ローカル 5G】</p> <p>2020 年 12 月にローカル 5G 用周波数を拡大し免許人も増加。本格的な商用導入が今後進展。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>安全・安心な 5G システムおよびローカル 5G への投資に対する租税特別措置を講ずることにより、安全で信頼できる 5G システムの普及を実現するとともに、ベンダーの多様化及び通信キャリアの主体的なネットワーク管理を実現する。また、ローカル 5G のさらなる円滑な導入を促</p>

			<p>進し、機器の普及を促すことで、導入コストの低廉化、ソリューションの拡大を図ることが可能。</p> <p>なお、令和2年度における本税制措置の適用件数は66件であるが、これは税制適用条件である法律認定が令和2年12月となり、4ヶ月という限られた期間によるもの。今後は適用件数が増加する見込み。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本税制により、安全・安心な5Gシステムへの投資促進を図ることにより、我が国におけるサイバーセキュリティ等の確保されたシステムの開発、提供及び維持管理に係る産業基盤を強化するとともに、開発供給されたシステムの需要を喚起して健全な市場を創出する。くわえて、ローカル5Gの円滑導入を支援することにより、様々な課題解決や新たな価値の創造等を実現できることから、税収減を是認するに足る効果があると考えられる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>安全・安心な5Gシステムの普及という政策目的を達成する上で、コスト負担が生じる事業者に対し、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じインセンティブを付与することは、政策手段として適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、5Gインフラは製造業・農業・防災をはじめとした様々な分野における活用が見込まれており、この円滑な導入を促進することは地域課題の解決や地域経済の活性化を実現するものであることから、これらを目的とする本税制措置は地方公共団体の協力について相当性を有する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—